

神戸船工組合創立宣言

11.7.24

(三)

労働組合が組合員の吾人は此の我が神戸の資本家よりは社会のためにヨリ善き事を市に温徳着實、而かも以上に得んことも眞に心から労働組合を排斥さるゝであらざるは當然の事である合の使命を全ふせんが、其れは吾人の願が、近來其目的の爲に是る組合の創立せしめられざるを遺憾せしめず労働組合の根本精神者であるが今度意を度躍起して叫ぶ以上神さへも逸するもの決して我が既成労働組合は其主義に於て漸次過激な成り革命を謳歌し、階級争闘を稱へ、法を否認し、更に進みては國家をも認めずと迄極論するに至は眞切者、臆病者、勿論一部運動者よりつた。之は實に深憂すべき事にして斯かる主義の實現せんか社會國家の秩序は全く破壊さるゝに至るであらふ。が此現象の一半の責めは實に資本家に於て負擔すべきものである。何んぞ成れば無理解なる資本家の壓迫を束縛は必然的行動として一舉に労働者の思想を變ぜしめ、かゝる運動を成さしむる原因を成らざらである。故來我が神戸市は全

國有数の労働者住居地として特に造船労働者であるのである一位であるのである

神戸船工組合會則

- 第一條 本會は神戸船工組合ト稱ス
- 第二條 本會は神戸市ニ本部及支那ヲ設ク
- 第三條 本會は組合員ノ人格ノ鍛錬ト社會的地位ノ獲得ヲ期ス
- 第四條 本會は船工及一般労働者以テ組織ス
- 第五條 本會は所期ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 第六條 會員ハ左ノ義務ヲ負フ
- 第七條 入會志望者ハ住所ノ明細ヲ提出シテ本會ニ提出ス
- 第八條 會員ハ退會ノ時同シ
- 第九條 本會ハ毎月以上納ムル
- 第十條 本會ハ經費ハ會員ノ捐助ニ依リテ充當ス
- 第十一條 本會ハ理事會ヲ設ケ
- 第十二條 本會ハ本會員ノ左ノ機關ヲ任命ス
- 第十三條 本會ニ顧問若キモ名ヲ推選ス

日本労働新報 1917年11月5日

大正六年二月二十五日